

# 第 1 章 計画の目的と位置付け

## 1. 農業振興計画とは

平成 11 年に制定された「食料・農業・農村基本法」は、食料の安定供給とともに、農業の多面的機能の発揮に向けた農業・農村の持続的発展に力点を置いています。特に、この法律では、国の施策が及ぶことが少なかった都市農業の振興を、国の責務として明記したことが特徴であり、都市農業の役割はこれまで以上に重要になっています。また、この法律は、行政の責務だけでなく、農業者及び農業団体、事業者の努力、消費者の役割を定めています。本計画は、この「食料・農業・農村基本法」における第 36 条 2 項の都市農業の位置付けと、第 8 条による自治体の責務として策定するものです。

また本計画は、「農業経営基盤強化促進法」の農業基本構想としても位置付けられ、農業経営改善計画の策定の支援と、認定農業者制度の適用の前提となるものです。

これらに加え、本計画は、平成 13 年に策定された「東京農業振興プラン」を踏まえるとともに、連携して施策展開を図るものとしします。

都市農業は、安全で新鮮な農産物を市民に供給するとともに、緑や防災などの生活環境、生態系などの自然環境の保持、農業を通じた歴史、文化の継承など、多面的な役割を果たしています。西東京市の農業はまさしくこの都市農業であり、市民の理解と協力のもとに、農業者・農業団体、市民・市民団体及び市がそれぞれの役割を踏まえ、協力、協働することにより、維持、発展していくものと考えます。

本計画はこのような西東京市の農業の推進を図るために、平成 16 年 3 月に策定され 25 年度までの 10 年間の西東京市の農業のあるべき姿を基本とし、現状と課題、課題解決のための方針、施策などが示されています。言わば西東京市の農業振興の背骨となる計画となっています。

農業振興計画は西東京市基本構想・基本計画の「農業の振興」部分に示されている施策内容を踏まえて策定されています。計画の将来像として「食の安心 みんな健康 生活にうるおい ~ 農業と市民が育てる豊かな農業 ~」をキャッチフレーズに、「市民と進める農地保全」「魅力ある農業経営の促進」「多様な担い手の育成」「市民に身近な生産加工流通体制づくり」「農家と市民の交流の促進」を五つの柱とし、この五つの柱に係る施策を進めていくための、農家・JA・市民・行政・民間の役割を示しています。

また、本計画を効率的かつ円滑に進行していくために、行政が主体となる推進プロジェクトと、農業者、市民等が主体となるアクションプランを設定しています。

### 推進プロジェクト

推進プロジェクトは、主として行政が実施主体となり推進する施策であり、早期に着手する必要があるものを位置付けています。

### アクションプラン

アクションプランは、農業者と市民・民間団体等が協力することにより、事業効果が高く、実現可能な施策を位置付けています。

また、アクションプランについては、農業者、市民等が主体となって進める計画であり、行政が主体にならなくても事業効果が高いと考えられることから、進め方の例を提示しています。

## 2. 中間見直しの目的と方向性

今回の見直しは、平成 16 年度から 25 年度までの 10 年間計画の、折り返し地点での中間見直しといった位置づけとなっています。

したがって総合的な改定を行なうものではなく、「農業振興計画とは」で示しました 5 つの柱を基本とする体系を尊重し、前期 5 ヶ年の進捗状況や、西東京市の農業の課題、また農地の減少、担い手の不足、安全で安心な農産物・地産地消・食育への関心の高まりなどといった社会情勢を反映して、後期 5 ヶ年における実効性を向上するために行なうものです。

## 3. 主な見直しのポイント

### 西東京市産農産物の普及

西東京市産農産物の普及に向けて、平成 16 年度に決定した西東京市産農産物のキャラクター「めぐみちゃん」とキャッチフレーズ「市民と農家の宝もの けやきの里のめぐみです」が決定したことに伴い、今後さらにこれらの活用を推進する。

### 援農ボランティア

検討から推進へ（平成 17 年度に開始）

さらなる活かし方の検討

現在 54 名が養成講座修了

### 学校給食

西東京市産農産物を供給しやすいシステムづくりの検討、拡大

### 安全で安心な農産物

安全で安心な農産物の生産、提供のための支援

### 市民農園

管理方法の見直し

利用者マナー意識の啓発

農家が開設する市民農園の普及

現在、市内 4 園開設

### 農業体験農園

検討から支援へ（平成 17 年度に開始）

現在、市内 4 園開設

### 農業景観観察事業

検討から推進へ（平成 18 年度から農業景観散策会開始）

毎年度 1 回開催

## 経済的基盤を自立維持できる農業

農業者自らの取り組みと、市民・行政の連携協力

認定農業者制度（平成 18 年度に開始）

現在 43 名を認定

## 環境にやさしい農家の支援

バイオディーゼルの活用

## 多面的機能を活かした農地保全

都市と農業が共生するまちづくり事業の推進

東大農場との連携

## 関連計画

食育推進計画（平成 20 年度策定）

## 数値データの更新

第 2 章をはじめ、数値データについては、最新のものに更新しています（但し、本計画当初策定時に行なった農家意向調査、市民意識調査に係る調査結果部分等については、そのままの数値を使用しています）